

保護者の皆様へ

市内保育施設の対応について（令和2年6月24日現在）

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

また、これまで家庭保育へご協力いただいた保護者の皆様におかれまして、改めて感謝申し上げます。

緊急事態宣言解除後の保育については、一定の移行期間を設け、段階的に対応することとし、これまでの対応を延長しておりましたが、今後の市内保育施設の対応については、「6月以降の市内保育施設の対応及び家庭保育への協力について（令和2年5月25日現在）」の通知のとおり、家庭保育の協力及び利用者負担額の減額措置については6月30日をもって終了とし、4月入所者の就労開始日についての延長措置等も再延長しないこととさせていただきます、7月以降は通常保育を再開することといたします。

しかし、社会経済活動が再開され、都内の新規感染者数の増加や第二波への警戒等、予断を許さない状況が続いており、密閉・密集・密接の回避が難しい保育施設において、引き続き感染症対策の徹底を講じる必要があります。

つきましては、利用者負担額の減額等を行わないことをご理解の上、仕事を休んでいること等により家庭保育が可能な場合は、できる限り家庭保育をお願いします。また、登園する場合でも「遅めの登園・早めのお迎え」等できる限りのご協力をお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、園児や保護者の皆様の健康を最優先し感染拡大を防ぐための対応として、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、国・都の方針や感染拡大の程度によっては、これらの対応を変更する場合がありますのでご留意願います。

（その他）

- ・登園前の検温等や体調管理等、引き続きご協力願います。また、咳や発熱等の風邪症状があるときは、登園を控えるようお願いします。
- ・各保育施設では、「新しい生活様式」を取り入れ、感染防止策の徹底に努めております。皆様のご理解ご協力をお願いします。